常磐毎日新聞

定價 一部金貳錢 一ヶ月卅錢（郵税五厘）
廣告料 五號十五字詰一行 五十錢
休刊日 日曜大祭日ノ翌日
發行所 福島縣石城郡平町長橋町三五 常磐毎日新聞社 電話六三〇番
發行兼編輯人 印刷人 川崎文治
本社ト同番地 印刷所 常磐毎日印刷所（電話六三〇番）

五月十五日夕刊

晩春茶話

常磐毎日新聞

大森勇

承前

▼雷鳴の後に驟雨あり

ソクラテースの奧樣は有名な喧屋であつた。ある時ガミ／＼とソクラテーズに喰つて掛つたが聖人ソルラテースは默して答なかつた。何の反應もないのに益々苛立つてソクラテースの頭から水をかけてやつた。この時聖人は徐に口を開いて曰く雷鳴の後に驟雨ありとは眞理であると。さめ／＼と泣き出してなか／＼氣嫌の直らぬ女房は五月雨の如しか。

▼人間の直段

人間の身体から色々の品物を製造すると假定して。脂肪は七個の石鹸を造るに足りる。鐵は一本の釘を造れる。石灰は鷄舎を白うするに足りる燐は二二〇〇本のマッチ棒の頭になる。マグネシウムは頓服一回量ある。カリウムは玩具の大砲一發發火させる事が出來る。硫黄は一匹の蚤を退治する事が出來る砂糖は壺に一盃になる。時價に換算して合計約二圓位になる。嘗つて和田垣博士が大學教授を評價してどれもこれも二束三文だが只穂積八束教授丈けは一錢二厘の直段があると云はれた成る程二束で三文なら八束は一錢二厘になる勘定だが化學的に計算すれば二圓にもなるものを一錢二厘とは安過ぎた

▼脊負ふて下さぬ人　原

端山が仲間の雲水と旅から旅へと旅をした時の話である、水溜の前に差し掛つたら若い奇麗な娘が水溜を越し兼ねて當惑して居つた。之を見て端山が早速娘を袈裟の上に脊負ふて水溜を越して遣つた、宿に着いたら仲間ノ雲水が端山に向つてお前は袈裟を纒ふ身であり乍ら女を脊負ふとは何たる事だと責め寄つた。端山答へて曰く私はあの時既に女を下ろしたのにあなたは未だ女を脊負ふてるのかと。女を脊負ふて下し得ざる者、黄金を脊負ふて下し得ざる者、虚名を脊負ふて下し得ざる者、私怨を脊負ふて下し得ざる者これ等の人は狐に憑かれて下し得ざる人と同樣に不幸である

（をはり）

常に文化的優越なせる供給者たる自信ある

公園前

佐々木商店
電話 三三二
振替仙台一二二〇

國産推奨

最新發賣コーラル（珊瑚色）軸パイロット萬年筆 ¥500以上
歐米ハ勿論南洋支那ニ流行歡迎サル（コーラレ軸）
何瓶ヘモ附ケラルル簡易噴霧器（キリノキ） ¥180 120
消毒用・家庭用・園藝用
質の優良 ゴムシーツ 價格の廉 三尺巾 丈300 一尺040
割烹着用・臥床用・濕布用・外科用・テーブル用
風發眺望東北ニ冠タル平ノ公園 今やツツジの錦咲き無言の雄辯（三色版エハガキ）一組020

益々大評判……
世論の向ふ處……當然!!!
▼然り實質廉價の勝利
▼賣れ行きが最大の雄辯然り
▼御禮の爲め來る十六日迄日延
◇鰹節半値段提供!!
◎買入鰹節の整理に付
◎破格突飛な大投賣
小賣百匁一圓二十錢の品 本店でタダノ七十錢
小賣百匁九十錢の品 本店でタダノ五十錢
一山は金壹圓
此機會二度と有りません
魚問屋 平町三丁目角 阿部源商店 電話五二七番

強壯營養素「マルケイヴイタミン」
效果の兩立 病弱の回復と健康の增進
是非一度は御試驗あれ
定價 三圓 五圓 拾圓
代理店 平町五丁目 山野邊藥局

生徒募集
教授科目
◎實用的和洋服の教授
▼婦人子供の洋服
▼一般和服
▼フランス刺繍
▼スピン編み
叶多裁縫女塾
平町字南町（青木寫眞館前） 叶多チヱ子

第二病室增設
高久病院
院長 醫學士 高久忠
副院長 新潟醫學士 赤羽清
藥局長 藥劑師 佐竹菊雄
平町田町 電話五一三番

原歯科醫院
平町土橋通り 電話三二番

開店披露
勉強と!!迅速とを御試めし下さいませ
カフエー松ヶ岡
平町研町 電話呼出（二三三番 六五二番）
◇女中數名募集◇

内科 小兒科 花柳病科（入院應需）
平町紺屋町 藤沼醫院 電話長五七〇番

迅速
貸切自動車
電話四七番 呼出電話六一七番
平町南町
助手數名募集す
芹澤自動車部 勉強
主 芹澤正忠

外科 耳鼻科 婦人科
赤心堂病院
平町字田町 電話四七五番

三明丹
代價拾錢 藤田家傳
平町田町電話三八番 藤田榮助

毎月三日は定期休業致します
一ヶ月一日の休養は仕事の完全な遂行のためには決して十分ではありませんが休養の後の新な元氣を以て一ヶ月を愉快に働く事が出來るならば幾分でも御客樣の御用命を正確に近く取扱ふ事が出來ようかといふ私共の念願でございます どうぞ御客樣の御ゆるしを御願致します
マルトモ 柴田書店

體溫器 寒暖計
關內藥局 電四〇番

平町大瀧發電側の所謂問題

準備書面

原告　福島縣平町
被告　福島縣知事　川淵合馬
參加人　小田炭礦株式會社

（二）

右當事者間水利使用に關する許可取消請求事件に付原告主張の事實並に理由を補充する爲左の通り申立候

一、水質の侵害

本件許可に依り參加會社か三五個乃至七〇個の取水を爲すときは參加會社の取水口及放水口間に於ける好間川の流量は屢々〇個内外に激減するのみならず内五個は榊小屋用水路を經由して原告水道水源の上流に於て合流するものなる結果左の如き水質の惡化を招來するものとす

（一）流量激減の結果自然水勢減退し爲水の振盪作用に依る淨化作用を著しく減殺す

（二）榊小屋用水路の水は一旦水田約十六町歩を灌漑し來り又戸數約二十戸人口約百二十人の下水を混入するものなれは本來水道用水に適せさるものなり而して該惡水は從前に在りては好間川本流に流入したる爲め水量の關係上好間川の流水を惡化すること少かりしも本件許可に依り右惡水は原告水道用水路に入り其の流水の殆と半を占むることゝなり前記淨化作用の激減と相俟て原告の水道用水を著しく惡化するものとす右（一）（二）に述ふる所の如く本件許可は原告水道用水の水質を惡化し以て其水利權を侵害するものとす

二、營造物の浸害

本件許可は參加會社に對し上野原江筋（大瀧江筋）用水取入口の改造設備工事を許可したり、計畫說明書第二水路工事第二項各種工事設計の要項の（七）參照）然れとも該改造工事は原告の水道用水路たる上野原江筋の一部分及其附屬堰堤を改造するのもにして原告の同意を得たる場合にあらされは被告は之を許可することを得ざるものとす即ち本件許可は此の點に於て原告の營造物に關する權利を侵害するものにして違法たることを免れす（御廳明治四五年第一二五號大正三年七月二九日宣告判決參照）而して右改造工事を施すことなくして參加會社か本件許可に依る取水を爲すときは好間川の水は殆と全く原告の水道用水路たる上野原江筋に流入せさるに至り原告は水道の必要水量を竊も引用すること能はさるに至るものなれは本件許可全部を取消すにあらされは本件許可に因に原告の權利毀損は之を救濟するに遑なきものとす

四、給水安全の浸害

（一）水道は主として欠くへからさる一般町民の飲用水を供給するものなれは本來一時に其給水を停止又は減少し得さるものとす換言すれは給水の安全は水道の本質なり從つて河川を以て水道の水源となす場合に於ては從來の統計的事實に基き四時の變移就中干魃時に於ける渴水期に際しても必要水量の取水を妨けさるものなることを要件とす原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（二）本件許可に依り參加會社か最小三五個の取水を爲すときは屢々原告は水道の必要水量を取水し得さるに至るへきは既に述へたる所の如し之を大正八年の好間川測水に見るときは一年を通して其流量四八個以下の場合實に四十九日の多きに及ひたり假りに本件許可の條件にして參加會社は原告の必要水量を分流したる後にあらされは最小三五個の取水を爲し得さるものなりと爲すも上記の事實に依れは參加會社の最小量取水と雖も原告の必要量取水とは常に屢々相容しさるに至へきことは明白なり斯の如きは好間川流水に付き原告の必要水量の取水を妨くる極て重大なる危險を生するものと言ふへし特に水力發電業者か第三者の必要水量を分流せさる爲め衝突を起すことの尠かなさる公知の事例に徴するときは實に思半に過くるものあるへし要之本件許可に依り假りに其水量及水質に於て原告の水道用水權を害するものに非さるへからす

（三）原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（四）原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（五）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（六）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（七）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（八）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（九）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（十）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（十一）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（十二）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（十三）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（十四）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（十五）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（十六）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（十七）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（十八）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（十九）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（二十）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（二十一）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（二十二）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（二十三）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（二十四）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（二十五）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（二十六）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（二十七）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（二十八）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（二十九）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（三十）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（三十一）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（三十二）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（三十三）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（三十四）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（三十五）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（三十六）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（三十七）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（三十八）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（三十九）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（四十）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（四十一）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（四十二）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（四十三）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（四十四）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（四十五）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（四十六）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（四十七）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（四十八）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（四十九）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（五十）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（五十一）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（五十二）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（五十三）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（五十四）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（五十五）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（五十六）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（五十七）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（五十八）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（五十九）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（六十）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（六十一）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（六十二）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要水量に不足を來すか如き憂なかりしか爲めなり故に若し好間川の流量にして原告水道の必要水量を充し得さる危險を生し之に其生命を托する多數町民か終始不安を感するに至らんか全川は原告水道の水源たるに適せさるものと謂はさるへからす從て本件許可にして假に原告水道の必要水量を現實に奪ふことなしとするも之あるに至らしむるものなるときは即ち水道の本質たる給水の安全を害するものと云はさるへからす

（六十三）原告か好間川を水道水源として撰定したるは當に其水質の清淨なるのみならす從來渴水期に際しても其流量は原告水道の必要